

議案第39号

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 6月12日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
39号	1

## 守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第5条第4号中「障害者」を「障がい者」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業

第5条第3号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の後に次の1号を加える。

（2）法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する事業

第6条各号を次のように改める。

（1）守谷市に住所を有する者

（2）障がい者の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める者

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「及び第2号の」を「から第3号までに掲げる」に、「法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスのうち生活介護及び就労継続支援」を「当該事業」に、「障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額」を「介護給付費又は訓練等給付費の額若しくは法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の後に次の1項を加える。

2 第5条第5号に掲げる事業に係る利用者負担額は、当該事業に要した費用から、児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費の額又は同法第21条の5の4第2項に規定する特例障害児通所給付費の額を控除した額とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第2項中「及び第6条から第8条まで」を「、第6条及び第7条」に、「、「指定管理者」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「第7条の規定による」を削り、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る給付費及び第8条に規定する利用者負担額を、指定管理者の収入として收受させるものとする。

第12条を第11条とする。

第13条第2号から第4号までを次のように改める。

（2）第7条に規定する障がい者福祉センターの利用の制限に関する業務

- (3) 第8条に規定する利用者負担額の徴収に関する業務
- (4) 第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る給付費の請求及び收受に関する業務

第14条を第13条とし、第15条を削り、第16条を第14条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める部分及び同条第3号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める部分を除く。）、第9条の改正規定（同条を第8条とする部分を除く。）及び第12条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

議案	頁数
39号	2

## 提案理由（議案第39号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市障がい者福祉センターにおいて、平成25年4月1日から障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業及び児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を開始するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 市内に居住する<u>障がい者</u>及びその家族に対して第5条に規定する事業を実施し、もって<u>障がい者の福祉の増進</u>を図るため、障がい者福祉センターを設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業</p> <p>(4) 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業</p> <p>(6) その他<u>障がい者の福祉の増進</u>を図るために必要な事</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市内に居住する<u>障害者</u>及びその家族に対して第5条に規定する事業を実施し、もって<u>障害者の福祉の増進</u>を図るため、障がい者福祉センターを設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 法第5条第16項に規定する就労継続支援のうち障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(新設)</p> <p>(4) その他<u>障害者の福祉の増進</u>を図るために必要な事業</p>

業

(利用対象者)

第6条 障がい者福祉センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 守谷市に住所を有する者

(2) 障がい者の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める者

(削除)

(利用の制限)

第7条 (略)

(利用者負担額)

第8条 第5条第1号から第3号までに掲げる事業に係る利用者負担額は、当該事業

に要した費用から、法第29条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額若しくは法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額

(利用対象者)

第6条 障がい者福祉センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 守谷市に住所を有し、法第19条第1項の規定に基づき生活介護及び就労継続支援B型に係る介護給付費等の支給の決定を受けた者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(利用の申込み)

第7条 障がい者福祉センターを利用しようとする者は、法第29条第2項の規定により障がい福祉サービス受給者証を提示し、市長にその旨を申し込まなければならぬ。

(利用の制限)

第8条 (略)

(利用者負担額)

第9条 第5条第1号及び第2号の事業に係る利用者負担額は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスのうち生活介護及び就労継続支援に要した費用から、法第29条第3項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算出した費

- \_\_\_\_\_を控除した額とする。
- 2 第5条第5号に掲げる事業に係る利用者負担額は、当該事業に要した費用から、児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費の額又は同法第21条の5の4第2項に規定する特例障害児通所給付費の額を控除した額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、障がい者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。
- 第9条及び第10条 (略)  
(指定管理者による管理)
- 第11条 (略)
- 2 前項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が障がい者福祉センターの管理を行うこととされた期日前にされた\_\_\_\_\_利用の申込みは、当該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。
- 4 市長は、第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る給付費及び第8条に規定する利用者負担額を、指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 用の額を控除した額とする。
- (新設)
- 2 前\_項に規定するもののほか、障がい者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。
- 第10条及び第11条 (略)  
(指定管理者による管理)
- 第12条 (略)
- 2 前項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が障がい者福祉センターの管理を行うこととされた期日前にされた第7条の規定による利用の申込みは、当該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。
- (新設)

<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第<u>12</u>条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条に規定する障がい者福祉センターの利用の<u>制限</u>に関する業務</p> <p>(3) 第8条に規定する<u>利用者負担額の徴収</u>に関する業務</p> <p>(4) 第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る給付費の請求及び收受に関する業務</p> <p>(5) 及び (6) (略) (管理の基準)</p> <p>第<u>13</u>条 (略) (削除)</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>14</u>条 (略)</p>	<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第<u>13</u>条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条に規定する障がい者福祉センターの利用の<u>申込み</u>に関する業務</p> <p>(3) 第8条に規定する<u>障がい者福祉センターの利用の制限</u>に関する業務</p> <p>(4) 第9条に規定する<u>利用者負担額の徴収</u>に関する業務</p> <p>(5) 及び (6) (略) (管理の基準)</p> <p>第<u>14</u>条 (略) (利用料徴収)</p> <p>第<u>15</u>条 第12条第1項の規定により、障がい者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条第1号及び同条第2号に掲げる事業以外の事業を行う場合にも、その事業を利用する者は、指定管理者に利用者負担額を納めなければならない。</p> <p>2 利用者負担額は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>16</u>条 (略)</p>
---	---